

富良野都市計画用途地域の変更（富良野市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 77 ha	6/10以下	4/10以下	—	—	10m	13.6%
第二種低層住居専用地域	約 7.2 ha	6/10以下	4/10以下	—	—	10m	1.3%
第一種中高層住居専用地域	約 38 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	6.7%
第二種中高層住居専用地域	約 124 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	21.9%
第一種住居地域	約 132 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	23.4%
第二種住居地域	約 45 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	8.0%
準住居地域	約 21 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.7%
田園住居地域	約 — ha	—	—	—	—	—	—
近隣商業地域	約 13 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	2.3%
商業地域	約 14 ha	40/10以下	—	—	—	—	2.5%
準工業地域	約 29 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.1%
工業地域	約 65 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	11.5%
工業専用地域	約 — ha	—	—	—	—	—	—
合 計	約 565.2 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

現在、市庁舎等の公共施設が集約する区域について、老朽化による改築を円滑に進めるため、また、今後も特に大規模な公共施設が集約する区域として、土地利用が図られるよう第一種住居地域から第二種住居地域へ変更する。